

協議事項5

医師の時間外労働規制に係る 特定労務管理対象機関の指定更新について

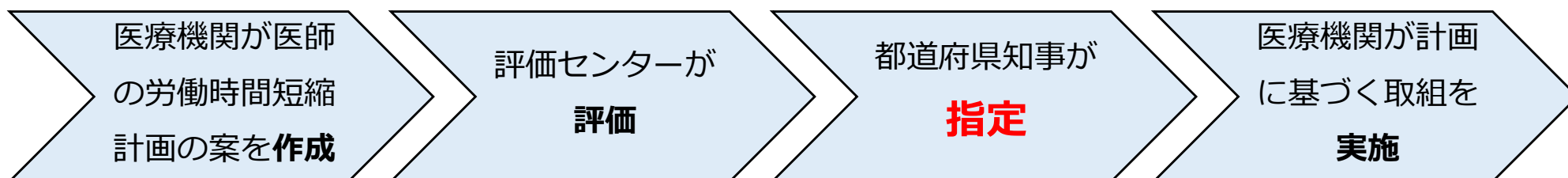
特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療法第115条第5項の規定により、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこととされています。

このたび、3つの医療機関から指定更新について申請があったことから、指定の適否について協議をお願いします。

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (令和6年4月～)

医療機関に適用する水準		年の 上限時間	追加的健康確保措置	
			面接指導	休息時間の確保
A水準		960時間	義務	努力義務
特定 対象 機関 労務 管理	連携B水準（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※令和17年度末 を目標に終了		義務
	B水準（救急医療等）			
	C-1水準（臨床・専門研修）	1,860時間		
	C-2水準（高度技能の習得研修）			

[特定労務管理対象機関指定のフロー]



指定状況一覧 (R8.9.1時点)

	二次保健 医療圏	医療機関名	指定水準		
			B	連携B	C-1
1	千葉	千葉大学医学部附属病院	○	○	
2		千葉県総合救急災害医療センター	○		
3		千葉県こども病院	●		
4		千葉市立青葉病院	○		
5		千葉市立海浜病院	○		
6		千葉脳神経外科病院	●		
7		みつわ台総合病院	○		○
8	東葛南部	習志野第一病院			○
9		東京女子医科大学附属八千代医療センター	○	○	
10		船橋市立医療センター	○		
11		千葉徳洲会病院	○		○
12		東京ベイ・浦安市川医療センター	○		○
13		行徳総合病院	○		
14		国際医療福祉大学市川総合病院	○		○
15		順天堂大学医学部附属浦安病院	●		⊖

	二次保健 医療圏	医療機関名	指定水準		
			B	連携B	C-1
16	東葛北部	松戸市立総合医療センター	○		
17		新東京病院	○		○
18		千葉西総合病院	○		○
19		東京慈恵会医科大学附属柏病院		○	○
20	印旛	成田赤十字病院	○		○
21		東邦大学医療センター佐倉病院	○		
22		日本医科大学千葉北総病院	○	○	○
23		成田富里徳洲会病院	○		○
24	香取海匝	旭中央病院	○		○
25	山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	○		
26	君津	君津中央病院	○		
27	市原	千葉県循環器病センター	○		
28		帝京大学ちば総合医療センター		○	

● 指定更新するもの
⊖ 指定更新しないもの

※千葉市立青葉病院とみつわ台総合病院は、指定更新しない旨確認済み。

特定労務管理対象機関の指定更新について 申請のあった医療機関

	医療機関名	所在地	種別
(1)	千葉県こども病院	千葉市緑区辺田町 5 7 9 - 1	B
(2)	千葉脳神経外科病院	千葉市稲毛区長沼原町 4 0 8	B
(3)	順天堂大学医学部附属浦安病院	浦安市富岡 2 丁目 1 - 1	B

種別 B : 特定地域医療提供機関

(1) 千葉県こども病院

指定更新を受けようとする特定労務管理対象機関の種別	指定事由
特定地域医療提供機関（B水準）	地域

医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の面接指導及び就業上の措置の実施体制の整備やタスク・シフト/シェアが実施されているが、医師の労務管理における適切な労働時間の把握・管理体制などが計画段階であることから早期実施に向けて取り組むことが必要である。

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

指定更新が必要であると県が考える理由

当該病院は小児救急のみを提供する医療機関であり、公共性と不確実性が強く働き、地域医療提供体制の確保のために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。

※指定事由の「地域」とは、改正後の医療法第113条第1項第3号「地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」を指す。

(2) 千葉脳神経外科病院

指定更新を受けようとする特定労務管理対象機関の種別	指定事由
特定地域医療提供機関（B水準）	救急医療

医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

指定更新が必要であると県が考える理由

当該病院は二次救急医療機関であることから、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。

(3) 順天堂大学医学部附属浦安病院

指定更新を受けようとする特定労務管理対象機関の種別	指定事由
特定地域医療提供機関（B水準）	救急医療

医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

労務管理体制の整備や労働時間管理に向けた取組として、医師の適切な労働時間の把握・管理体制が整備がなされている。
労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けた取組が望まれる。
労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

指定更新が必要であると県が考える理由

当該病院は救命救急センターであり、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。